

建築士事務所登録通知書

建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3の規定により、
下記のとおり登録しましたので通知します。

令和5年8月17日

神奈川県指定事務所登録機関
一般社団法人神奈川県建築士事務所協会
会長 [Redacted]

記

事務所名称	[Redacted] 一般建築士事務所
所在地	[Redacted]
開設者	[Redacted]
登録番号	一般 神奈川県知事登録 第 [Redacted] 号
登録年月日	令和5年8月18日
管理建築士氏名	[Redacted]
管理建築士の 建築士登録番号	一般 大臣登録 第 [Redacted] 号
登録の有効期間	令和5年8月18日から令和10年8月17日まで

(裏面に登録後の注意事項があります。)